

目次

教育委員会規則

- 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………6
- 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………9

告示

- 教育委員会の所管する条例及び教育委員会規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部を改正する告示……………10
- 教育職員免許状の失効の取消について……………10
- 市町村立小学校の位置変更について……………10
- 市立特別支援学校の学部の設置の認可について……………11

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第15号）

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に鑑み、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号。以下「条例」という。）が一部改正されたことから、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 条例において、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の開示請求等の場合には、法定代理人に加え、任意代理人が請求できることとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした（第3条から第5条まで、第18条、第25条、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第12号様式及び別記第18号様式関係）。
- (2) 条例において、特別の理由があるときは特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき費用の額を減免できることとされたことに伴い、免除する場合の要件及び手続を定めることとした（第16条の2、別記第11号様式の2その1及び別記第11号様式の2その2関係）。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿の個人情報の記録項目欄に個人番号の項目を加えることとした（別記第1号様式関係）。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、写し費用の免除に係る規定を除き、公布の日から施行し、写し費用の免除に係る規定は平成28年1月1日から施行することとした。

◆北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第16号）

1 趣旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 法の題名改正に伴い、所要の改正を行うこととした（第4条関係）。
- (2) 法第3条第1項に規定する「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改めることとした（第4条、第5条及び第6条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年1月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年12月22日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第15号

北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則（平成6年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、本人」を「、開示の区分並びに本人」に、「法定代理人」を「代理人に、「又は成年被後見人の別」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別（以下「代理人の区分」という。）」に改める。

第4条中「法定代理人で」を「代理人で」に改め、「並びに」の次に「法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」を加え、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第5条第2項中「写し及び」を「写し並びに法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」に、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）

第16条の2 次に掲げる者については、条例第26条ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている者
 - (2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者
- 2 条例第26条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて道立学校その他の教育委員会の所管に属する教育機関（以下「所管機関」という。）に当該写しの交付を申請する場合にあっては別記第11号様式の2その1の写しの交付費用免除申請書を、所管機関以外の北海道の機関に当該写しの交付を申請する場合にあっては別記第11号様式の2その2の写しの交付費用免除申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、第1項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとするときは当該保護を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとするときは当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

第18条第2項及び第25条第2項中「法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人の別」を「代理人の区分」に改める。

第26条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

別記第1号様式中「識別番号」を「個人番号 識別番号」に改める。

別記第2号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による請求の」に、

4 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

4 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の請求の場合に限り	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---	---

ます。)	
------	--

に、

6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

を

6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
----------	---

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第4号様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第6号様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第11号様式の次に次の2様式を加える。

別記第11号様式の2その1（第16条の2関係）

写しの交付費用免除申請書	
年 月 日	
北海道教育委員会 様	
住 所 氏 名 連絡先	電話番号
北海道個人情報保護条例第26条ただし書の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に係る負担すべき費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）の免除を申請します。	
1 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
2 免除を受けようとする額	円
3 免除を受けようとする理由（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 生活保護法による保護を受けているため (2) その他
4 備 考	

- 注1 生活保護法による保護を受けていることを理由に免除を受けようとする場合は、当該保護を受けていることを証明する書面を添付してください。
- 2 その他の理由で免除を受けようとする場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第11号様式の2その2（第16条の2関係）

写しの交付費用免除申請書	
年 月 日	
北海道知事 様	
住 所 氏 名 連絡先 電話番号	
北海道個人情報保護条例第26条ただし書の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に係る負担すべき費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）の免除を申請します。	
1 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
2 免除を受けようとする額	円
3 免除を受けようとする理由（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 生活保護法による保護を受けているため (2) その他
4 備 考	

注1 生活保護法による保護を受けていることを理由に免除を受けようとする場合は、当該保護を受けていることを証明する書面を添付してください。

2 その他の理由で免除を受けようとする場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第12号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による訂正請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んで	(1) 未成年者の法定代理人
------------------------	----------------

ください。(3)は、特定個人情報情報の訂正請求の場 合に限ります。)	(2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---------------------------------------	-------------------------------------

に、

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

を

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
----------	---

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第18号様式中「又は同条第2項」を「若しくは第2項又は同条第3項」に、「法定代理人による請求の」を「代理人による利用停止請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報情報の利用停止請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---	---

に、

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

を

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
----------	---

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定及び別記第11号様式の次に2様式を加える改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年12月22日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第16号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

第4条第10項第2号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第5条第1項中「同条第3項各号に掲げる電子証明書」を「同条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書若しくは同項第2号に掲げる署名用電子証明書」に改め、同条第2項及び第3項中「前条第3項各号に掲げる電子証明書」を「前条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書又は同項第2号に掲げる署名用電子証明書」に改める。

第6条第4項中「電子証明書」の次に「又は署名用電子証明書」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示**北海道教育委員会告示第83号**

教育委員会の所管する条例及び教育委員会規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成20年教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同条第3項第1号」を「同条第3項第1号に規定する電子証明書に記録されるべき事項を」に、「同項第2号に規定する電子証明書」を「同項第2号に規定する署名用電子証明書」に、「当該電子証明書」を「それぞれ当該電子証明書又は署名用電子証明書」に改める。

附 則

この教育委員会告示は、平成28年1月1日から施行する。

北海道教育委員会告示第84号

平成25年6月10日付け北海道教育委員会告示第39号により告示した次の教育職員免許状の失効を取り消した。

平成27年12月22日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏 名	鈴木 玲	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平9小1第620号	平成10年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 （数 学）	平9中1第1051号		
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	平9高1第1394号		
失効取消年月日	平成27年12月11日		
失効取消の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号非該当		

北海道教育委員会告示第85号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立小学校の位置変更の届出を、受理した。

平成27年12月22日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

設置者	名 称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
北 見 市	北見市立 端野小学校	平成28年1月1日	北見市端野町 二区257番地 2	北見市端野町 三区1033番地 3	校舎改築に伴う 移転

北海道教育委員会告示第86号

次の市立特別支援学校の学部の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項及び同法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の規定により、平成27年12月15日付けで、認可した。

平成27年12月22日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

設置者名	名 称	学 部 名	設置の時期
札 幌 市	北海道札幌市立 北翔養護学校	小 学 部	平成28年4月1日
	北海道札幌市立 豊成養護学校	中 学 部	平成28年4月1日

